

西原村農産物の認知度向上デジタル動画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本業務は、西原村が誇る豊かな自然が育んだ農産物およびその加工品（以下「西原村農産物」という。）の魅力をデジタル技術を駆使した動画コンテンツによって効果的に発信することにより、認知度の飛躍的な向上、ブランド化の推進、さらには消費拡大およびふるさと納税の寄附促進に繋げることを目的とする。

本事業は2か年にわたるデジタル動画作成プロジェクトとして計画しており、初年度（令和8年度）は動画の品質を左右する「農産物の収穫・風景の撮影および素材収集」を徹底して行う。

本業務の実施にあたっては、高度な企画力、表現力、および次年度の動画編集・マーケティングまでを見据えた一貫した知見を有する事業者を公募型プロポーザル方式により広く募集し、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定する。

2. 業務概要

(1) 業務委託名

西原村農産物の認知度向上デジタル動画作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「西原村農産物の認知度向上デジタル動画作成業務委託基本仕様書（令和8年度：撮影・素材収集業務）」のとおり。

※主に、西原村農産物の収穫期や生産現場に合わせたロケ撮影、インタビュー、各種デジタル素材の収集・蓄積・およびデータ管理業務。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限金額

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模の上限を示すものである。これを超える提案は無効とする。

※本上限額は令和8年度の撮影・素材収集業務に係る経費であり、令和9年度の撮影・編集・納品業務に係る経費は含まない。

3. 翌年度業務の取り扱い（重要）

(1) 令和9年度業務の概要

令和9年度には、本業務で収集した素材を活用した「動画編集・完成・納品業務、および各種SNS等を用いた配信・広告運用支援業務」を別契約として発注する予定である。

(2) 次年度契約への連動

令和 9 年度の業務発注にあたっては、令和 8 年度の本業務において成果（撮影素材の品質、業務遂行能力、進捗管理等）が適切であると認められ、かつ令和 9 年度の西原村一般会計予算が成立した場合に限り、本業務の受託者を最優先交渉権者として選定し、別途契約を締結する予定である。

(3) 予算の不成立等による免責

令和 9 年度の予算が成立しなかった場合、又は議会の議決等により事業が中止・変更となった場合は、令和 9 年度の契約は締結しない。この場合において、受託者が被った損害や 2 年目の期待利益等について、西原村は一切の保証や賠償の責を負わない。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は任意の共同企業体とする。

- (1) 西原村の物品の製造の請負、買入れ及び役務の提供等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者選定の日までの間において、国又は地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 本業務の公示日から過去 5 年以内に、国・地方公共団体・観光外郭団体等が発注した同種又は類似の業務（動画制作、観光・農産物 PR 業務等）を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するため、迅速かつ緊密な連絡体制を構築できる者であること。

5. スケジュール

手続き項目	日程・期限
実施要領の公表（公示）	令和 8 年 7 月 3 1 日（金）
質問書の提出締切	令和 8 年 8 月 7 日（金）
質問に対する回答	令和 8 年 8 月 1 2 日（水）
参加申込書の提出締切	令和 8 年 8 月 1 4 日（金）

企画提案書等の提出締切	令和8年8月21日（金）
第1次審査	令和8年8月25日（火）
第1次審査結果通知	令和8年8月28日（金）
第2次審査（企画提案説明会）	令和8年9月7日（月）
第2次審査結果の通知・公表	令和8年9月8日（火）
契約締結	令和8年9月9日（水）

※スケジュールは変更になる場合があります。

6. 質問書の提出

本要領及び仕様書に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 期限

令和8年8月7日（金）

(2) 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールでのみ受け付ける。件名を「西原村プロポーザル（農産物の認知度向上動画作成）に関する質疑について」とすること。

(3) 提出先

nishi-sangyou@vill.nishihara.kumamoto.jp

(4) 回答方法

提出された質疑の回答は、質問者名は伏せた上で、質問及び回答の全容を村ホームページに随時掲載する。質問が重複しているものや重複していると思われるものは、整理して回答する。また、意見発表、本業務の趣旨と関係ないと判断したものへの回答は行わない。

回答の内容は、本実施要項の追加又は修正とする。

7. 参加申込書

参加を希望する事業者は、以下の書類を期限までに提出すること。なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(1) 提出期限 令和8年8月14日（金）必着（持参又は郵送）

(2) 提出物 ・参加申込書（様式1）
・会社概要書（様式2）
・業務実績書（A4様式任意）

(3) 部 数 各1部

(4) 提出先 〒861-2492

熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 番地
西原村役場 産業課 経済係

《参加申込書提出に係る留意点》

◎参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。なお、提案を辞退した場合においても、本村に係る他の案件での入札には一切影響はない。

8. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 令和8年8月21日（金）必着（持参又は郵送）

(2) 提出物 ・提案書（鏡）（様式6）

・提案書（詳細）（A4横、上部綴じ、横書きとし、各頁に頁番号を記載すること。両面可）

・業務スケジュール（A4様式任意）

・令和8年度 撮影業務の見積書（積算内訳を明記したもの）

・令和9年度 撮影・編集・SNS配信・広告運用支援業務等の「参考」見積書（積算内訳を明記したもの）

(3) 部 数 各11部（正本1部 副本10部）

正本は添付書類を含め社名が分かるようにし、副本は添付書類を含め、社名および社名が推測できる表現・ロゴ等は外すこと。

(4) 提出先 上記参加申込書提出先と同じ

《提案書提出に係る留意点》

◎提案書は1社1案とする。

◎提案書等の作成及び提出に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

◎提出された提案書等一切の書類は返却しない。

◎提出された提案書等は提案者に無断で本件の目的以外に使用しない。但し、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製を作成する。

9. 審査の方法等

(1) 参加資格審査（1次審査）

①審査方法

提出書類を基に審査を行い、提出された書類等から会社概要・業務遂行力等を判断し、上位3～5者程度を選定する。

②結果通知

審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない

(2) 企画提案説明会（2次審査）

2次審査は事業計画書等について個別に提案（プレゼンテーション）を求め、その内容を審査し、候補者を選定する。

①日程 令和8年9月7日（月）予定

②出席者は、本プロポーザル担当者を含め一つの提案者当たり3人以内とする。

③プレゼンテーションの時間は、一つの提案者当たり質疑応答を含め20分以内とする。

- ④説明に必要な機材（パソコン等）は提案者側で用意すること。ホワイトボード及びスクリーンは村で用意する。
- ⑤説明は提案書に記載した内容に限る。
- ⑥審査基準に基づき審査を行い、点数の最も高い者を第1優先交渉権者とする。
- ⑦審査結果については、提案者に書面にてそれぞれ自社の結果のみ通知する。審査の経緯・内容等の審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- ⑧審査の順番は参加申込書の提出順とする。

10. 欠格条項

応募者が、以下の条項いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に著しい不備があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- (4) 指定する申請受付期間を経過してから申請書類が提出された場合
- (5) 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- (6) その他不正行為があった場合

11. 契約に関する事項

- (1) 審査により決定した第1優先交渉権者と詳細な業務の内容及び契約条件について協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 前号の協議が不調に終わった場合、又は、契約締結までに第1優先交渉権者が失格となった場合は、次点受託候補者と順次協議を行うものとする。
- (3) 採用された企画提案内容は、必ずしもそのまま契約の仕様となるものではなく、村との協議により変更・追加する場合がある。

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加および提案書類の作成に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出後の書類の差し替えや追加は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は審査の公平性を害する行為（審査委員への接触等）があった場合は失格とする。
- (4) 提出された提案書等は提案者に無断で本件の目的以外に使用しない。但し、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製を作成する。
- (5) 本業務によって制作された動画等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、すべて西原村に帰属するものとする。

1 3.担当課

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 番地
西原村役場 産業課 経済係

TEL : 096-279-4396 / FAX : 096-279-3506